

## 運転科長の行為をどう見ますか？

前代未聞のことが起きた。こともあろうに運転科長が一社員を要件として呼び出し、組合掲示の内容に対して恫喝ともいえる行為を行ったのだ！

事の発端は、所員が退出点呼時当直より「**運転科長要件です**」と伝えられた。その所員は「変番かな？科長が？」と疑問を持ちながら運転科長のところに行くと運転科長からとんでもない暴言が発せられた。

「よく書いてくれましたえ～いいんですか？出勤遅延防止のビデオ流して～え～っ！」凄味を見せた言い方はほとんど脅した。その所員は前日、組合掲示板に貼られた分会掲示を思い出したという。その内容は東海労分会掲示「かべ新聞第136号」(1月26日発行)の内容である。所員は「**組合の掲示内容について私に言われても困ります。組合掲示板の組合責任者は分会長です**」と抗議した。運転科長はその後も出勤遅延防止のビデオの話しを続けた。呼び出しを受けた所員は分会役職で言えば分会の一役員で分会長ではない、ましてや三役でもない。

今回は**運転科長要件**をかけて所員から組合掲示内容に対する冒涇と同時に反論を聞き出そうとしたのだ。これは**組合活動に対する支配介入**といえる。

ユニオン組合員の皆さんも組合の職場集会などで意見を述べる機会があると思います。仮にその後、科長要件で呼び出され「**あの発言はどういうこと～いいと思ってるの～**」と言われたらどう思いますか？まさに言論弾圧であり不当労働行為と思いませんか？